

令和5年4月5日
自動車局保障制度参事官室

「社会復帰促進事業（被害者保護増進等事業費補助金）」 の公募を本日から開始します！

高次脳機能障害者特有の症状として、社会的行動障害や記憶障害がありますが、適切なリハビリテーションを受けることで社会復帰につながる可能性があります。

頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、入院中は患者にとって守られた環境下での生活となるため、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。そのため、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない状況が生じています。

このため、国土交通省では、**自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討すること**を目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施します。なお、予算の範囲内で国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

本日より、令和5年度実施分に係る公募を開始しますので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要

- ・補助対象事業者
自立訓練事業所
- ・補助対象経費
①ネットワーク構築支援費 ②自立訓練提供支援費 ③地域連携支援費

2. 公募期間等

- ・募集期間
令和5年4月5日（水）～ 令和5年5月10日（水）
- ・事業実施期間
採択日～令和6年3月31日（日）

3. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

(1) 応募方法等

（詳細はこちら https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000130.html）

(2) 事務局問い合わせ先

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（社会復帰促進事業）

メールアドレス shakaifukki!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えて下さい）

電話番号 080-4853-7386

■制度に関する問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、田中、大塚

電話：03-5253-8111（内線41418） 03-5253-8580（直通）